

氏名	はまもとまみ 濱本真実
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	文博第365号
学位授与の日付	平成18年5月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	「聖なるロシア」のイスラーム ——17世紀におけるムスリム上層階級ロシア化の研究——
論文調査委員	(主査) 教授 濱田正美 教授 佐藤昭裕 助教授 久保一之

論文内容の要旨

13世紀にモンゴル帝国の支配下にはいったロシアにおいて、モスクワ大公国は巧みな外交によって着々と支配地域を拡大し、ロシアの諸公国、さらにはカザン・ハン国やアストラハン・ハン国などのジョチ裔諸国を併合していった。その過程でモスクワ大公国は、遊牧政権内の内紛を逃れてやってくる多くのテュルク系軍人や貴族、王族、或いは征服したヴォルガ沿岸地域の上層階級を臣下として取り込んでいった。モスクワ大公は、彼らのうちチンギス裔については、対草原外交の重要な持ち駒として活用したほか、その他の軍人については、ロシア軍を構成する騎馬兵として利用しており、16世紀後半になるとその数は、ロシア軍に1万人ほどのタタール人が含まれていたと言われるほど多数にのぼった。本論文の考察の対象とするのは、このようにしてロシアにとりこまれていった、タタール人を中心とする上層階級のムスリムである。

16-17世紀にロシア正教を精神的土台とする中央集権国家が確立していくなかで、ロシアにおけるイスラームの信仰に対する政府と正教会の態度も変化していく。14世紀から見られるムスリム上層階級によるモスクワ大公への臣従に際しては、ムスリム上層階級の正教改宗はそれほど多くは見られず、ロシア政府がムスリムを強制的に正教に改宗させる事例は例外的に存在するのみだが、17世紀後半、とくに末期には、ロシア政府はムスリムの上層階級に対して脅迫を伴う強制改宗に乗り出す。ムスリム上層階級の多くは、様々なロシア政府の政策にも関わらず、正教改宗を拒否し、ムスリムに留まったと言われているが、それでも相当な数のムスリムが正教に改宗している。本論文の目的は、ロシア内のムスリム上層階級の動向、特に彼らのロシア化の過程を、ロシア政府のムスリム上層階級政策の推移と合わせて明らかにすることである。この考察は、多民族国家ロシアの形成過程の解明にも資するであろう。

17世紀前半におけるムスリム正教改宗の考察においては、改宗文書の分析から、ムスリム上層階級に対して正教会ではなく、ロシア政府が主体となって正教改宗を進めていたことが判明した。また、ロシア政府が改宗者に賜与した改宗の褒賞の分析を通して、ロシア政府が主に経済的・社会的な褒賞をもって、ムスリム上層階級の正教改宗を促進しようとしていたこと、また、ロシア政府は身分の高い人物の改宗に対して、より多くの褒賞を与えていたことが明らかになった。

では、このようなロシア政府の政策によって正教に改宗したムスリムの上層階級出身者を、ロシア社会はどのように受容していたのか。この問いへの手がかりを与えてくれるのが、17世紀末に作成された、自らをテュルク系の出自であるとするロシア貴族の系譜であった。ロシアに多くのテュルク系エリートが臣従したのは事実だが、これらの系譜における、祖先が草原からやってきたという記述には信憑性がない。多くの家系は、ステータスを高めるために祖先外来伝説を創作したと考えられる。

しかし、系譜の記述が伝説であったとしても、この系譜から、伝説が作られた時代の社会意識を探ることは可能である。これらの伝説のなかに含まれる、祖先がイスラームから正教に改宗したという記述の存在は、17世紀のロシア貴族にとって、テュルク系の出自とキリスト教徒であることは矛盾しなかったことを示している。彼らにとっては、祖先がキリスト教徒であるよりも、異民族のエリート層に属していたという事実のほうが重要だった。このような意識を有したロシア人上層階級

は、ムスリム上層階級の正教改宗者たちを、少なくとも彼らが以前ムスリムだったことを理由に、ロシア貴族として自分たちの階級に受け入れることを拒絶することはなかったであろう。

17世紀のムスリムによる改宗のなかで最も注意を引くのが、ロシア本土のイスラームの中心地であったカシモフ・ハン国君主、サイイド・ブルハンの正教改宗である。サイイド・ブルハンは1654年にロシア政府によって強制的に正教に改宗させられた。17世紀前半のカシモフ・ハン国史に関する文書の分析からは、カシモフ・ハン国君主の権限が徐々に削減されていく様子が分かるものの、サイイド・ブルハンには一旦ロシア政府によって没収された権限が返還されており、ロシア政府が一貫してカシモフ・ハン国併合に向けた政策をとっていたわけではないことが判明する。また、1620年代のカシモフ関連文書からは、タタール人に仕える正教徒従僕の問題が浮かび上がってくる。ロシア政府は、正教徒従僕に対するイスラームの影響を正教への侮辱と見なし、正教徒がタタール人に仕えるのを禁じた。この禁止は、それまで認められていたカシモフにおけるイスラームの存続に対する圧迫がこの時期に急速に強まったことを示している。

サイイド・ブルハンの正教改宗が、ほかの2人のタタール人皇子とほぼ同時期に起こったこと、さらに、1681年のカシモフ・ハン国の最終的な取り潰しが、この当時ロシア本土において、カシモフに次ぐ軍務タタールの拠点であったロマノフとヤロスラヴリからの、非改宗の軍務タタールの追放とともに行われていることから、サイイド・ブルハンの正教改宗と、カシモフ・ハン国取り潰しは、ロシア政府のムスリム上層階級政策の文脈で実行されたものと考えられる。

ロシア政府によるムスリム上層階級に対する政策は、大雑把に言うと、17世紀前半には封地と正教徒従僕の所有権制限からなっていた。正教への改宗については、経済的・社会的な利益を約束して、ムスリムの自発的な改宗を促した。これらの政策は、ムスリムに対してだけでなく、主に傭兵としてロシアにやってきていたカトリックやプロテスタント信徒にも共通するものだった。

しかし、17世紀後半に入ると、ロシア政府は非正教徒に対して脅迫をもって正教改宗を迫るようになる。まず、カトリック・プロテスタント信徒は、正教に改宗しない場合、封地を没収された。さらに彼らはモスクワ市内に住むことを禁じられ、郊外の外国人村に住むことが義務付けられた。同時期には、カシモフ・ハン国君主と二人のタタール人の皇子が正教に改宗している。非改宗の軍務タタールに対して、いつ封地没収の命令が出されたのかは定かでないが、1675年には、非改宗の軍務タタールからの封地・相続領の没収が確認できる。1680年から1681年にかけて、ロシア政府は軍務タタールに対して、封地没収以外にも遠隔地への追放で脅迫して、正教への改宗を迫った。改宗した者には、税の減免等、以前にはなかった褒賞が付け加えられることになった。1681年には、西方出身の傭兵に対しても、大量解雇が行われている。

17世紀ロシア政府のムスリム上層階級に対する政策と、カトリック・プロテスタント信徒に対する政策を比較すると、両方の政策がバラレルに進行していることが分かる。これは、ロシア政府がこの時代に、ムスリムとキリスト教徒という分類ではなく、正教徒と非正教徒という分類のもとに宗教政策をすすめていたことを示している。そして、非正教徒に対する政策は、17世紀後半に入ると急速に抑圧的な傾向を帯びるようになった。ロシア政府の主な目的は、非正教徒上層階級による正教徒一般民への宗教的影響の削減であり、改宗政策の主な対象は上層階級だったが、この時期にはヴォルガ沿岸の非正教徒に対する宣教活動も再開された。しかし、新たにロシアの領土に組み入れられた周縁部においては宣教活動は行われなかった。ロシア政府は、治安を犠牲にしない範囲で正教化政策を採っていた。

17世紀のムスリム上層階級に対するロシア政府の政策の変化の背景としては、まず、17世紀初頭の動乱期後に高まるロシア・ナショナリズムとそれに対応した新帝ミハイルの父であった総主教フィラレートの保守的なロシア正教護教政策が挙げられる。フィラレートの時代には、非正教徒に従属した正教徒への宗教的影響を削減するため、様々な法令が出されている。

総主教フィラレートの死後は、非正教徒抑圧の傾向は弱まるが、総主教ニコンによって1652年からはじめられる教会改革が、ロシア政府による改宗政策の第二次の契機となる。ロシア正教の世界標準化を目指した教会改革は、フィラレート時代の正教純化の傾向をさらに強めるものでもあった。この時期に、非正教徒による正教徒農民つきの土地所有の禁止がはじまり、「皇子」の称号を与えられていたチンギス裔のタタール人は、ロシア正教徒となった。

非正教徒抑圧の一因としては、17世紀半ばのアレクセイ帝時代以降顕著になる、全正教徒の守護者としてのツァーリの自覚も挙げねばなるまい。この時期以降、オスマン帝国支配下の正教徒たちは、ツァーリにイスラームのくびきからの解放を訴えるようになる。

教会改革に裏付けられた、全正教徒の守護者としてのツァーリの地位、さらに、ロシアの西方への領土拡大は、必然的にロシアとオスマン帝国との対立をもたらすことになった。1676-81年の第一次露土戦争においては、ロシア政府と正教会による、オスマン帝国に対してロシア臣民の敵意を煽る言動がみられるものの、ロシア軍にムスリム軍人が参加していることからわかるように、ここでもロシアがイスラームに対してとった対立的な言動と現実に実施された政策の間には大きな差異が存在している。

しかし、それでもロシアとオスマン帝国との対立は、ロシア政府の対ロシア・ムスリム政策に少なからず影響したと考えられる。1680年以降は、特にムスリム軍人を対象に、正教への改宗を促す法令が次々と出された。

17世紀のロシア政府は、治安や経済的利益を個別に優先しながらも、ロシア正教の純潔性を守る政策を推し進めており、これが、正教徒の農民や従者に対して宗教的影響力をもった非正教徒上層階級に対するロシア化政策強化と、ロシア化を拒む非正教徒の隔離・排除につながった。17世紀末のロシアとオスマン帝国との対立も、ロシアにおける非改宗ムスリム上層階級排除の傾向増大の一因と考えられる。多民族帝国ロシアが1552年のカザン・ハン国征服によって誕生したとすれば、誕生後一世紀を経て、ロシアは多宗教を支配階層に認める宗教的寛容を失い、宗教的帰属に絶対的な意味を付与する正教の帝国へと変容していったのである。

論文審査の結果の要旨

13世紀にモンゴル帝国の支配下に入ったモスクワ大公国は、はやくから草原の遊牧政権からの亡命者を受け入れていたが、ジョチ裔の諸国を併合する過程を通じて、征服地の元の支配階層をより大規模に臣従させ、ロシア国家に取り込んでいった。本論文の序章において、論者はロシアにおけるモンゴル帝国の影響を過度に強調する近年の潮流に疑問を呈し、16—17世紀にロシア正教を精神的基盤とする中央集権国家が成立したことを再確認した上で、この国家へのムスリム・エリート階層の吸収・融合の過程の分析を自らの研究課題として設定する。次いで、主要な史料であるロシア国立古文書館所蔵の関係文書について、その出所、性格などについて概説し、第二章では、これらの文書のうち、論者が「改宗文書」と呼ぶ152点の分析を通じて、ムスリム・エリート階層の正教への改宗は、彼らの自発的な意志によるという形式のもとに、正教会ではなくロシア政府が主体となって推進されていたこと、またその改宗の背景には、褒賞や封土の増加という経済的、社会的動機が存在したことを明らかにした。17世紀における正教への改宗に関する従来の研究は手薄であったが、改宗志願者と政府及び教会のやりとりを、その具体的手順に及ぶまで明らかにした点、及び、ロシアは伝統的にそのムスリム臣民の宗教に対し寛容であったが、ピョートルの登場によって初めてロシア政府の組織的なムスリムに対する攻撃が始まったとする従来の定説を再考する必要性を示した点は評価に値する。

第三章では、こうして正教に改宗したムスリム・エリート階層がロシア社会にどのように受け入れられていたかが問題とされる。論者はまず、主として先行研究と既刊の史料集に基づいて、14世紀以来モスクワ大公国に帰來したムスリムの貴顕たちを列挙したうえで、系譜史料に表れる祖先の外来伝承の多くは、家格を上昇させるための虚構であり、系譜史料にのみ依拠してテュルク系エリートのロシア帰化について論じることは、不可能であることを指摘する。その上で、祖先は15世紀半ばに、ジョチ・ウルスからモスクワに来て臣従した人物であると称するナルベコフ家の家譜、家譜に付された頌詩及び家紋を検討して、この一族がタタールの出自であることを誇ると同時に、先祖の一人がカザン攻略に際して、「敬虔なツァーリ」に従って「キリストの十字架の敵であるムスリム」と戦い負傷したことを榮譽としていた事実を発掘して、17世紀のロシア人貴族の間では、元来の正教徒であるよりは、ムスリムの貴族に出自するほうがより尊ばれていたと結論している。論者は、この極めて興味深い現象を、一般的なロシア人を含む「貴種に対する敬意」ではなくロシア貴族社会における「異民族エリートに対する敬意」の現れと考えているが、この解釈にはさらなる論証が必要であると思われる。

第四章では、モスクワの南東200キロに位置し、ロシア内部のイスラーム政権という極めて特異な存在であったカシモフ・ハン国の1681年の最終的な取り潰しに至るまでの状況が検討される。カシモフ・ハン国は15世紀以来モスクワの傀儡政権であり、これをモスクワはチングス裔のうちから歴代の君主を選定することにより、対草原外交特にカザン・ハン国に対する牽制に利用していたが、イヴァン4世のカザン征服以降は、ロシアのイスラームに対する融和的な態度を示すためのショウウインドウとしていたと考えられている。論者はハン国関係の文書を検討して、ことにタタール人が正教徒である従僕を

所有することの禁止に始まる一連の政策により、カシモフのイスラームに対する圧迫が急速に強まったこと、最後のカシモフ・ハン、サイイド・ブルハンの強制改宗とカシモフ・ハン国の取り潰し、更には同時期におこったロマノフとヤロスラヴリからの非改宗の軍務タタールの追放などは、17世紀にロシア政府のムスリム・エリート階層に対する政策の根本的な変更によるとし、こうした変化はピョートル以降であるとする通説を訂正した。

第五章では、ロシアに臣従していたタタールと西欧出身の傭兵をロシアにおける非正教徒臣民という同一の範疇に置いて考察を加え、17世紀前半の経済的、社会的利益で改宗を誘う政策も、世紀後半の脅迫による改宗強制も、ムスリムと同じくカトリックとプロテスタントに対しても同じく実施されていたことを明らかにし、この時期の宗教政策がムスリム対キリスト教徒ではなく、正教徒対非正教徒という対立軸に基づくものであったと結論した。

本論文は、主として未刊の文書史料に依拠して、多くの新たな知見と通説の訂正をもたらした優れた業績である。ただもとより問題がないわけではない。「聖なるロシア」のイスラームという本論文の表題は魅力的ではあるが、論述は主として、ロシアにおけるムスリムの社会的な存在の有り様に限定されており、論者の序章での「本論文の議論は（中略）信仰の問題を中心に展開する」という予告は、いささか羊頭狗肉であるといわねばならない。具体的な信仰生活についての情報を、ロシア側の史料に求めることは不可能であるにしても、オスマン帝国や中央アジアの諸ハン国などロシアの外のイスラーム史料に、「ロシアのイスラーム」の実態についての言及を探るという方法が試みられるべきであったと思われる。しかし、これは望蜀の言であり、今後に残された課題である。

以上、審査したところにより本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2006年3月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。